

# JRなど運賃割引推進ニュース

2020年4月9日(木) No.79号 発行：全国精神保健福祉会連合会  
交通運賃割引全国運動推進PT 座長：奥田和男 事務局長：堀場洋二  
連絡先携帯電話 090-3480-1541 Eメール horiba@sc.starcat.ne.jp



## ❖交通運賃の割引を求める手紙・メール活動の実施について❖

2月20日、みんなねっとの交通運賃割引プロジェクト会議が大阪で開催され、JRや大手私鉄各社など交通事業者との話し合いと並行して、交通事業者に当事者と家族の生の声を届ける活動の具体的な取り組みについて検討し、次の通りまとめました。

全国の家族をはじめ、当事者や支援者など多くの皆さんとともに取り組みましょう。

### 交通事業者に当事者、家族の生の声を届けましょう

交通事業者は精神障害者と触れ合うことが少なく、どんな困難を抱えて生活しているのか理解が進んでいません。割引の実現を求める当事者と家族の生の声を届けることを通して、一般就労が難しく、外出を控えている精神障害者の生活実態に対する理解を促し、運賃割引の適用が運賃収入の増加と共に精神障害者の社会参加の機会を広げ、共に生きる社会の実現に寄与するものであることへの理解に繋がります。

### ◆◇具体的な取り組みについて◆◇

#### 1 手紙、メールの作成・提出について

- ・それぞれの思いを手紙に書いて、てんでバラバラに提出するもよし。
- ・各単会やグループで伝えたい内容を話し合っ、一人一人が思いを書き、提出先が共通する場合は、それを1つの封書にまとめて郵送するもよし。



#### 2 手紙・メールの内容について (手紙の記載事例は後掲)

- ・割引が実現すれば、こんなことをしたい。
  - ・割引がないために、こんな我慢をしている。
- など、当事者、家族が、割引実現を求めるそれぞれの思いを書いて送りましょう。

#### 3 手紙・メールの提出先について (各社の住所は後掲)

- ・JR 6社
- ・私鉄大手 15社 + 1社
- ・高速道路会社
- ・その他、未実施の交通事業者に対して、独自に宛先を調べて声を届けましょう。



手紙・メールの宛名は、各社の障害者差別解消法担当部長、又は総務担当部長

## 4 当事者・支援者、他の障害者団体への働きかけについて

都道府県連は、家族会の取り組みと共に当事者や他の障害者団体などへの働きかけについても検討して要請しましょう。

- ・当事者・支援者（福祉施設、病院・クリニックなど）
- ・てんかん協会、発達障害、難病などの障害者団体



## 5 交通事業者に送付した手紙・メールの集約について

都道府県連は、どこへどれくらいの声を届けたか、できれば記載の内容を含めて5月末に中間集約し、みんなねっとへ報告しましょう。

### 手紙・メールの記載内容の参考事例

西日本高速道路株式会社 障害者差別解消法担当部長様

平素は利用者の安全と利便性の向上にご尽力いただきありがとうございます。私の息子は、21年前に統合失調症になり入院しました。現在47歳です。発病から4年目、副作用がきつく、服薬を止めて再発しました。その後、ジプレキサという副作用の少ない薬と出会い、薬を飲み続けることができるようになりました。そして、デイケアなど施設に通所しながら昼と夜が逆転しないように、生活リズムに気を付けて日々の生活を送っています。

趣味は音楽を聴きカラオケに行くことですが、年に一度、両親と一緒に1泊の海水浴に行くことを楽しみにしています。毎年、奈良から高速道路料金のかからない西名阪道路を使って伊勢方面に行っていますが、一昨年、愛媛県の愛南町で精神科病院を退院した精神障害者が名産のアボガドの生産に従事して過疎化する村おこしに貢献しているという新聞記事を見て私たち夫婦と息子の3人で高速道路を使って愛南町へアボガド農園の見学に行きました。そして、四万十川近くで一泊し、帰りに桂浜を散策しました。

料金所で支払いのたびに、精神障害者にも料金割引があればと3人で恨めしくつぶやいていました。息子は桂浜を見て、初めて来たと言ってくれました。

年に一度、伊豆や箱根、山陰など温泉巡りもしてみたいと思っています。そのために、精神障害者にもぜひ高速道路利用料金の割引をしてください。よろしく願いいたします。

2020年3月1日 奈良市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

- ▶ 以前は、手帳に写真が添付されていないことが理由にされました。今は添付しています。なので、精神だけを除外することはやめて下さい。
- ▶ 家族への経済的な負担が心の負い目になっています。割引の対象になれば、心は和らぎます。
- ▶ 精神障害者は一生通院が必要と思っています。なので、運賃割引はどうしても必要です。
- ▶ 自転車での外出がしんどくなってきました。電車の割引をお願いします。
- ▶ 家族揃って、高速道路を使って、夏の海辺へ一泊旅行に出かけたいです。精神障害者も料金割引の対象にしてください。



## 手紙の宛先住所（メールの場合は、各自で送付先のホームページで検索してください）



### JR6社

◎ 北海道旅客鉄道株式会社 障害者差別解消法  
担当部長様

〒060-0011 北海道札幌市中央区北11条西15丁目1-1

◎ 東日本旅客鉄道株式会社 障害者差別解消法  
担当部長様

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-2-2

◎ 東海旅客鉄道株式会社 障害者差別解消法担  
当部長様

〒450-6101 愛知県名古屋市中村区名駅1-1-4  
JR セントラルタワーズ

◎ 西日本旅客鉄道株式会社 障害者差別解消法  
担当部長様

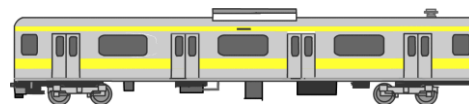
〒530-8341 大阪市北区芝田2-4-24

◎ 四国旅客鉄道株式会社 障害者差別解消法担  
当部長様

〒760-8580 香川県高松市浜ノ町8-33

◎ 九州旅客鉄道株式会社 障害者差別解消法担  
当部長様

〒812-8566 福岡市博多区博多駅前3-25-21



### 私鉄大手15社＋大阪電気軌道(株)

◎ 京成電鉄株式会社 障害者差別解消法担当  
部長様

〒272-8510 千葉県市川市八幡3-3-1

◎ 東武鉄道株式会社 障害者差別解消法担当部  
長様

〒131-8522 東京都墨田区押上2-18-12

◎ 西武鉄道株式会社 障害者差別解消法担当部  
長様

〒359-8520 埼玉県所沢市くすのき台1-11-1

◎ 京王電鉄株式会社 障害者差別解消法担当部  
長様

〒206-8502 東京都多摩市関戸1-9-1

◎ 東京急行電鉄株式会社 障害者差別解消法担  
当部長様

〒150-8511 東京都渋谷区南平台町5-6

◎ 京浜急行電鉄株式会社 障害者差別解消法担  
当部長様

〒108-8625 東京都港区高輪2-20-20

◎ 東京地下鉄株式会社 障害者差別解消法担当  
部長様

〒110-8614 東京都台東区東上野3-19-6

◎ 小田急電鉄株式会社 障害者差別解消法担当  
部長様

〒160-8309 東京都新宿区西新宿1-8-3

◎ 相模鉄道株式会社 障害者差別解消法担当部長様

〒220-0004 横浜市西区北幸 2-9-14

◎ 名古屋鉄道株式会社 障害者差別解消法担当部長様

〒450-8501 名古屋市中村区名駅 1-2-4

◎ 近畿日本鉄道株式会社 障害者差別解消法担当部長様

〒543-8585 大阪市天王寺区上本町 6-1-55

◎ 阪急電鉄株式会社 障害者差別解消法担当部長様

〒530-8389 大阪市北区芝田 1-16-1



◎ 阪神電気鉄道株式会社 障害者差別解消法担当部長様

〒553-8553 大阪市福島区海老江 1-1-24

◎ 京阪電気鉄道株式会社 障害者差別解消法担当部長様

〒540-6591 大阪市中央区大手前 1-7-31

◎ 南海電気鉄道株式会社 障害者差別解消法担当部長様

〒542-8503 大阪市中央区難波 5-1-60 南海会館ビル

◎ 大阪電気軌道株式会社 障害者差別解消法担当部長様

〒550-8552 大阪市西区九条南 1-12-62

(2017年4月、大阪市営交通が民営化された。)

## 西鉄へは、お礼の手紙を出しましょう。

◎ 西日本鉄道株式会社 障害者差別解消法担当部長様

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-11-17

## 高速道路3社

◎ 東日本高速道路株式会社 障害者差別解消法担当部長様

〒100-8979 東京都千代田区霞が関 3丁目 3番 2号

新霞が関ビル総合受付 15階

◎ 中日本高速道路株式会社 障害者差別解消法担当部長様

〒460-0003 名古屋市中区錦 2-18-19

三井住友銀行名古屋ビル総合受付 8階

◎ 西日本高速道路株式会社 障害者差別解消法担当部長様

〒530-0003 大阪市北区堂島 1-6-20 堂島アパンザ 18階交通機関

障害者差別解消法担当部長様



奈良の当事者グループが交通運賃割引への思いを書いて署名し、JR6社と私鉄大手16社に手紙を送ってくれました。全文をご紹介しますので、参考にしながら呼びかけに伝えていきましょう。



## 運賃割引のお願い

私達は、奈良県の福祉施設に通所する精神障害者です。所得は、ほとんどの方が障害基礎年金 2 級の月 6.5 万円です。3 級と判定されて、福祉施設の工賃月 3~5 千円のみという方もおられます。

お察し頂けると思いますが、生活は苦しく家計のやり繰りが大変です。

通所の費用は自分持ちですので、2 駅ぐらいの距離なら歩いたり、多少遠くても自転車を利用します。

足腰の弱い高齢者は、先行して半額割引を実施してくれている、バスを利用しています。所要時間も長く、本数も少ないのですが、他の選択肢は、今は考えられません。

大手私鉄では、九州の西日本鉄道さんが、半額割引を適用してくれています。西鉄さんは、私たちの訴えに対し、独自のアンケートをお取りになりました。アンケート結果には、上述のように気軽には乗れず、利用を手控えているという回答がありました。そして、今後運賃を割り引いてくれるなら、利用回数を増やしたいという回答が寄せられました。更に、人混みが苦手等の精神症状もあり、混雑時間帯は避けるとの回答が寄せられました。

交通機関各社は、運賃を割り引くと現在の利用者の運賃を値引くので、減収になるとお考えですが、利用を手控えていた精神障害者が、利用回数を増やすと考えておりますので、割引額ながら増収になると計算なさって問題ないと思います。交通は移動手段です。ターミナル駅の大規模開発がなされ、映画館や美術館も含めた街が沢山作られています。映画館や美術館は、すでに手帳による割引が御座います。また、食事・喫茶に飲食店に立ち寄ることもまま御座います。移動さえ安価であれば、出かけることが出来、街の賑わいの一人として街を潤すこともできます。

是非交通事業者さん各社で、各社の営業域内の精神障害当事者の意識調査を、行って頂きたく存じます。

最後に、精神障害者と事件についてふれます。精神障害者が事件を起こすと、大きく報道され社会を騒がせます。私達もそのような事件に対しては遺憾に存じております。

ところで、道路交通法違反を除く、刑事事件の発生率は精神障害者の犯罪者を分子に、精神障害者数を分母にとるより、国民の犯罪者を分子に、全国民を分母にとった方が、高いのです。精神障害者は凶悪な症状を持つとは、一概には言えないのです。精神障害者 400 万人の社会も、全社会の縮図と言えます。まったく何も起こりませんとは、お約束できませんが、一般社会生活の危険度を上回るものではない事を、申し上げておきます。交通運賃割引実現の日を、首を長くして待っております。是非是非ご検討願えますように宜しくお願いを申し上げます。



〒634-0844 奈良県橿原市土橋町 244-1 セイハイツ 21103 号  
特定非営利活動法人なゆたの会

※ 自筆署名された 10 名の当事者氏名は、個人情報となりますので公表は差し控えさせていただきます。

※ 小田急電鉄(株)から寄せられた回答の趣旨は「差別的取扱いをしてはならないという法の理念につきましても認識している」としながらも「精神障がいの方の割引制度を導入するためには、先ず、公的機関の助成制度の確立など、制度上の検討が必要である」との従来の立場に固執しています。

※ 内容の詳細は省略しますが、東京メトロからも回答が届いています。「行動すれば、それなりの反応がある」ことを「なゆたの会(当事者会)」の実践事例が教えてくれています。こうした動きに呼応して、全国津々浦々から交通事業者へ「手紙・メール」を送る運動を積極的に取組んでいきましょう。